

# 会議録

平成 30 年 4 月 2 日(月) 場 所 3 階 第 5 研修室

会 議 名：第 1 回総務・経済常任委員会

出席委員：平野委員長、佐藤副委員長、新井田委員、竹田委員、相澤委員、手塚委員  
福嶋委員、鈴木委員、吉田委員、又地委員

欠席委員：なし

会議時間 午後 2 時 30 分～午後 5 時 10 分  
事務局 吉 田、西 嶋

---

## 開 会

### 1. 委員長挨拶

**平野委員長** それでは、定刻になりましたので、ただいまから第 1 回総務・経済常任委員会を開会いたします。

ただいまの出席委員は 10 名でございます。委員会条例第 14 条の規定による委員定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

本日の会議次第は、配付のとおりでございます。

まずをもちましては、きょうから平成 30 年度新年度に入ったということで、行政のほうでも人事異動がありました。あるいは議会のほうでも 4 月の 1 日ということで、新たな気持ちで臨んでいることかなと思います。

そんな中、最初から会議を開催することになりまして、忙しい中ですがけれども、皆さんお集まりいただきましたことにお礼を申し上げます。

### 2. 調査事項

#### <まちづくり新幹線課>

#### ・企業誘致について(継続)

**平野委員長** 早速、調査事項に入っていくわけですが、調査に入る前に行政側から何かあればお受けしたいと思いますが。

町長。

**大森町長** 新年度早々の委員会開催で皆様、大変どうもお疲れ様でございます。

発言の機会をいただきましたので、私のほうから本委員会における私の答弁につきまして、ひとこと申し上げたいと思います。

第1回の総務・経済常任委員会の事務調査となっております、企業誘致につきましては現在、大手ホテルの地元進出に対して、住民の皆様から建設に反対する署名をいただいております。

したがいまして、このことに十分配慮いたしまして、委員の皆様からの質疑に対する私の答弁につきましては、できる限り丁寧にしてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。以上でございます。

**平野委員長** 各委員、特にございませんね。

(「なし」と呼ぶ声あり)

**平野委員長** それでは早速、調査を進んでまいりたいと思います。まちづくり新幹線課の企業誘致についてでございます。資料については、事前配付しているものと本日一部、当日配付しているものもございますので、合わせてご参照ください。

早速、説明を求めます。

木村課長。

**木村まちづくり新幹線課長** 皆さん、どうもお疲れ様です。

昨日、4月1日をもちまして、産業経済課からまちづくり新幹線課長を拝命いたしました、木村春樹でございます。引き続き、よろしくお願いいたします。

それでは、資料に則って、説明させていただきます。

企業誘致について、継続事項です。

1. 大手ホテルの地元進出に反対する署名及び陳情について。

上記タイトルの署名について、平成30年3月8日、町へ持参提出がありました。

署名の呼びかけ人は、記載の地元宿泊事業者の5名でございます。

署名をされたかたにつきましては、3月5日の締め切り分で、1,316筆となっております。

この署名は、5名のかたの呼びかけに賛同する署名であることから、多くの住民の皆様が地元事業者を信頼し、今後の経営を心配し、応援しているものと受け止めております。

また、大手ホテルの地元進出に反対する陳情書が平成28年4月25日、北海道ホテル旅館生活衛生同業組合木古内支部長並びに5名のかたから、平成30年2月5日にこの5名のかたと知内町の4社を含む9名から提出があり、それぞれ町の考え方についても説明を行っております。

この中で、行政からは地元の宿泊関係事業者と一緒に発展できるよう進めたい旨を伝えて、今後、支援策や活性化策を取りまとめることとしております。

2. 既存事業者や地域への支援活性化策。

現在、次の5点を検討しております。

(1) 木古内町中小企業・小規模企業振興基本計画による支援策。これは、地元宿泊事業者を含む地域の中小企業者への振興支援策を定めるものです。これについては、昨年6月に条例制定したことに基づいての計画策定で、町内の中小企業者等の経営の安定及び改善を図る事業、並びに販路の拡大や新商品の開発などの取り組みを支援することを目的としております。別紙1として、5ページにこの基本条例が記載されております。

1) 今回、庁舎内で検討した素案の概要です。

ア. 対象となる事業者は、中小企業基本法に規定する事業者であり、次のいずれにも該当するものです。ただし、風営法や暴力団排除条例等に規定するものは除きます。

①として、法人及び代表者個人の滞納含めた町税等の滞納がないこと。②として、町内に事業所等を設置していること。③として、個人事業主は町内に住所を有し、法人事業主は法人登記していること。参考として、中小企業基本法及び風営法に係る整理については、別紙2として8ページに記載しております。

イ.助成額です。対象経費の2分の1以内で、上限額は補助額で300万円、下限額は補助額で10万円とします。年度ごとに上限までの申請を可とします。同一事業者が同じ助成項目の事業を毎年度申請することができるものとします。

ウ.助成対象事業です。助成対象、対象外経費には現在、精査中であります。

①店舗等の改修、新築を含みます。対象外経費としては、住宅部分や事務室などの改修、転売目的の購入をさけるための土地購入費などを想定しております。

②自動車等を除く設備の更新等です。対象外経費は消耗品、個人使用が可能となる、あるいは汎用性のある機器類。これは、貸し出し用途に使用することなどを想定しております。

③事業の用に供する専用車両などの購入。対象外経費としては、汎用性のある車両、あるいは車両購入のための諸費用や保険料、個人からの売買についても対象外としたいと思っています。

④ホームページの立ち上げや自社パンフの作成などの広告宣伝費。対象外経費は、事務用消耗品や販売促進用の金券、商品券、チラシなどやインターネット予約システムの利用後に発生する運営会社への手数料、いわゆるランニングコストなどを想定しております。

⑤開発及び新技術導入費、これは開発に使用する原材料や加工等の経費を想定しております。対象外経費として、販売する商品の製作原料費、消耗品・消耗資材等を想定しております。

⑥その他として、リース契約などを行う場合を想定しております。ただし、対象外経費として償却資産とならないものを想定しております。

エ.その他。

①申請にあたり新規雇用は条件としません。これが企業振興促進事業との大きな相違点です。

②事業の実施期間は、今後策定する木古内町中小企業・小規模企業振興基本計画にあわせ、5年間の時限とします。金額としては想定で、5年間で最大で、1,500万円の補助を受けることができるものとします。

③町内発注を努力義務とします。

オ.経過を含めてのスケジュールです。平成29年6月に条例制定しております。10月にこれを受けて、第1回の検討委員会、12月に第2回の検討委員会を開催しております。今後、4月から5月にかけて第3回・第4回の委員会を開催して、事務局素案の提示と意見の徴収、意見の計画案の取りまとめを行った後、平成30年6月の町議会定例会に提案予定となっております。

(2)として、木古内町企業振興促進条例の一部改正による支援策です。

この条例は、平成28年9月条例の全部改正を行って以降、実務的な運用を行ってきたところですが、現在の企業などによる経営形態等に鑑み、各企業等がより現実的に条例を活用できるよう雇用条件について、緩和を進めたいものです。

9 ページに条例、別表として一覧が 13 ページに記載されておりますので、ご参照いただきたいと思ひます。

一昨年開催した企業を対象とした説明会では、「助成条件となっている新規常用雇用者数 3 名の確保が非常に難しい」、「事業所の増改築に関しても同様の条件であり、地域の雇用状況から新規の確保が困難。募集しても人が集まらない」などの意見が出されていたことから、次のとおり改正を検討しております。

改正案は、第 3 条関係、別表の交付又は貸付の対象欄に記載のある常用雇用者 3 人を 2 人とする。

また、事業所更新助成金の交付額の欄について、常用雇用者を新規雇用した人数が 2 名以下の場合には 200 万円、3 名以上の場合には 1,000 万円を限度とすることを常用雇用者を新規雇用した人数が 1 名以上の場合には 1,000 万円を限度とするということで、統合した書きぶりしたいと思います。

ただしこの条例は、産業の振興と雇用機会の拡大を図ることを目的としていることから、常用雇用者の増については必須規定としております。

(3) 木古内町中小企業振興融資条例による支援策です。

①融資条件。運転資金 500 万円以内、設備資金 500 万円以内です。ただし、1 企業につき 500 万円以内ということで、これは 15 ページに条例が記載されております。

②融資期間。運転資金 60 か月以内、設備資金 84 か月以内。

③信用保証。北海道信用保証協会への保証料については、全額補給します。

④貸付利息の補給。融資を受けた金額に対し、2 %以内を補給することとなっております。現在の実質的な本人負担は、0.75 %です。

次のページです。

(4) 渡島西部 4 町スポーツ合宿誘致事業への参加と宿泊費の支援策。

1) 実施の目的等。渡島西部 4 町は、北海道が取り組む北海道創生総合戦略の中の北海道新幹線開業効果を最大限に発揮した交流人口の拡大に基づき、スポーツ合宿受入体制の強化を関連施策と位置づけております。これに基づいて、渡島西部 4 町スポーツ合宿誘致協議会を設置し、渡島西部 4 町スポーツ合宿誘致事業を実施して、各種取り組みを積極的に推進するものです。

2) 各町の役割。①知内町、事務局として合宿誘致に関する各種相談のワンストップ窓口を担当し、ほかの 3 町と連携を図ります。

②松前町、福島町、木古内町、協議会への構成機関として、積極的に合宿誘致を推進するとともに、他町の合宿誘致でスポーツ施設・宿泊合宿施設等が不足した場合は、連携して対応するものです。

③渡島総合振興局、協議会の事務局として西部 4 町連携の調整を行うなど、全面的に支援するものです。

3) 支援策。平成 30 年度・31 年度の 2 か年で、高校野球合宿のモデル事業を実施いたします。平成 30 年度の実施時期は、8 月 6 日から 12 日までの 7 日間を想定しております。

参加校は 15 校から 20 校を想定しております。宿泊施設は、4 町で 23 施設が利用可と回答しております。なお、当町については 2 施設です。木古内町の支援策として、宿泊事業者に対する宿泊費の助成を検討しております。知内町は現在、5 名以上の利用で 1 人一泊 2、

500 円を助成しているため、それを参考としていきたいと思っています。今後、早期に支援策を取りまとめ、6 月町議会定例会に補正提案を行いたいということです。

(5) はこだて和牛ブランド化推進事業による支援策です。

町内で育成・出荷されている褐毛和種はこだて和牛を地域の逸品として、認知度の向上と観光資源としての価値を高めることで地域の活性化を図るとともに、町民の皆さんが食することができるよう飲食事業者を対象に補助しております。

平成 30 年度の予算は 260 万円、補助頭数は 4 頭ということで、飲食事業者への支援を継続して行っていくということでございます。

委員長、追加資料も説明してよろしいでしょうか。

**平野委員長** お願いします。

木村課長。

**木村まちづくり新幹線課長** 続いて、本日配付された追加資料について、説明いたします。

法人の設立についてです。

1. 商号、株式会社木古内ホテル企画。2. 本店、北海道上磯郡木古内町字木古内 192 番地の 4、代表取締役 北島孝雄。3. 設立年月日、平成 30 年 3 月 26 日。4. 目的、(1) ホテル、旅館等の宿泊施設及び飲食店の経営、(2) 不動産の賃貸業、(3) 労働者派遣事業及び有料職業紹介事業、(4) 前記各号に付帯する一切の事業。5. 資本金の額、金 1,000 万円。6. その他、企業誘致予定地である次の町有地に対する地質ボーリング調査を目的としての立入申請が平成 30 年 3 月 30 日に提出されております。(1) 立入申請の町有地、木古内町字本町 243 番地の 1、字本町 244 番地の 1、字本町 325 番地の 2、字本町 325 番地の 3。(2) 立入期間、許可の日から平成 30 年 4 月 30 日までです。以上です。

**平野委員長** 説明が終わりましたが、追加資料の常に動きがあれば、この常任委員会にお知らせしてくださいということで、このような動きがあったということのお知らせなのですけれども、これどのような経緯で町はこの情報を得たのでしょうか。

木村課長。

**木村まちづくり新幹線課長** 法人の設立が最初ではなくて、立入申請がこの法人名できたことによって、認識したということです。合わせて法人については、このような設立をしました、立入申請いたしますということでの報告がなされています。以上です。

**平野委員長** 30 の日にとということですね。わかりました。

それでは、前回の常任委員会の中でも既存の企業への支援策を追加で出すという案が今回の委員会の中で、最初の説明で出されました。法人の設立についても合わせて説明がありましたので、各委員より質疑を受けたいと思います。

竹田委員。

**竹田委員** まず、きょう提出された法人設立の関係のペーパーですけれども、ここのやはり後段の部分。要するに、予定地の地質ボーリング調査のための許可を町はしたということですか、それともするということなのか。これは、やはり大きな部分です。というのは、ホテル建設が OK になってから、やはりはじめてボーリング調査等が入るべきであって、まだいま反対運動含めて冒頭の資料の説明の中でも反対陳情、署名行動等が起きています。町としても今後その部分も視野に入れて、十分やはり進めていくということなのですが、だいたいまずこのボーリング調査の許可をしたのか、これからしようとしている

のかという部分について、まず確認をしたいと思います。

**平野委員長** 副町長。

**大野副町長** ただいまの竹田委員のご質問にお答えをいたします。

許可申請が30日に上がりまして、きょう常任委員会で説明する機会がございましたので、その内容を説明をした上で、許可をしたいというふうに思っております。ですので、いまのところは許可は出していない、このあと出すという考え方でございます。なお、ホテル建設に関して、申請が上がる前に必要な行為だというふうに思っております。それは、土地の形状を調べないと基礎の部分の工事費用が算定できないということもございますので、これはこれまでの公共事業を進める上で、例えば住宅を建設する場合等についても工事費用を算定するためには、調査は必要な行為でございますので、それについては許可をすることはできるというふうに考えております。

**平野委員長** 竹田委員。

**竹田委員** そういう考えだとは、ちょっと思っておりませんでした。やはりこのホテル構想を実現すれば、やはり素晴らしい構想なのかなというふうに我々も思っています。これを実現するためには、いまの前段冒頭に話をした反対行動の部分をきちんと整理をしなければだめだということを議会で再三言っているわけだ。そして、このボーリングの以前にあれば3月の10日、無断で手塚産業の重機が入って除排雪をしているだとか、あたかもホテルを建てるといふ部分が町が許可したというふうに思われている部分もやはりあるのではないのかなと思うのですよ。やはりこういう部分は、町としても毅然たる態度を取って、あくまでもいまの前段の双方の合意形成を得て物事を進める、着手をするのだと。なぜ急がなきゃならない、おかしいでしょう。その辺について、どうなのですか。

**平野委員長** 副町長。

**大野副町長** 除雪に関しましては、以前にもご議論をいただきまして、町は許可をしておりますし、その行為に対してははなはだ我々としては、違法的なというふうな議論もございましたので、勝手に立ち入るといふことがないようにという嚴重注意も申し上げておりますので、そのことは議員の皆さんもご理解をいただいているのだと思っておりますので、町の中で「町が勝手に許可した」といふような声があるのであれば、ぜひそのことはそうではないよというふうな助言をして、あるいは支援をしていただきたいなというふうに思っております。町は、決して急いでいるという考え方ではございません。申請が上がってきたものに対して、どうしていくのかという判断をするわけでございますから、上がってきた以上、判断をしなければならないというそういう状況です。

そしてまた、反対のご署名もいただいておりますので、それは事業所の方々へは、これからきょう提案をした支援の内容を持って、説明に上がりたいというふうに思っております。これはまた別に、説明する機会を設けなければならないのだろうなというふうには思っております。以上です。

**平野委員長** 竹田委員。

**竹田委員** 先ほど副町長のほうから一般住宅等の例えも言われましたけれども、やはり一般住宅と今回のこのホテルと一緒にして、そういう感覚なのかなというふうに思われるのですよね。やはりこれは、きちんと急がないということであれば、まだあとでもいいでしょう。いろんな支援策含めて、双方との話し合いを持って、合意形成をした上で着手をす

ると。それが一番の誰からも何の声も挙がってこない手続き上のあれでしょう。いまこんなことをしたらまたいろんな問題が出てくるでしょう。そういうことも含めて町長、きちりやはりこの辺は整理してください。

（「委員長」と呼ぶ声あり）

**平野委員長** 副町長。

**大野副町長** 言質を捉えて申し訳ないのですが私、一般住宅とはひとことも言っていないので、ちょっと解釈違うんじゃないでしょうか。

**平野委員長** 副町長が先ほど言ったのは、公共の施設等でもとそういうことだったと思うのです。竹田委員がおっしゃるのは、もちろんわかります。反対の方々の意見も我々各議員もいろいろ聞いています。そんな中で、反対の方々にきょうもたくさんお見えでしょうけれども、賛成のかたも反対のかたもいると思うのですけれども、この条例がとおってしまった以上、町としては当然いま条例はあるわけですから。上がってきたものに対しては当然、進めていくというのも当たり前だと思うのです。ただ、いまはこのボーリング調査であって、このあと本当の申請が来た時の許可を出すかどうかというのは、また別問題だと思うのです。ですので、私の考えですけれども、この調査に関しては、止めるとか断るとかという何物でもないと思うのですよね。ただ、先ほど申請が上がった時には竹田委員が言うように、これまでも常任委員会で調和と言いますかそこを町は懸命に取り組んでくださいという姿を見た上での議論はまたあると思うのですけれども。どうでしょうか皆さん、そのことを踏まえて何か意見があれば。

手塚委員。

**手塚委員** 法人の設立ということで、いま副町長のほうからも話がありましたように、どこで知ったかということになれば、30年の3月30日にボーリング調査を実施したいということで、法人の設立を知ったということなのですからけれども、公文的なもの確認というのは行われているのでしょうか。

**平野委員長** 木村課長。

**木村まちづくり新幹線課長** この申請に合わせて、法人の設立も報告と先ほど言ったとおり、法人の登記簿謄本について、確認をさせていただいております。

**平野委員長** ほかの委員から何かございますか。

竹田委員。

**竹田委員** やはりいまのボーリング調査の許可の関係ですけれども、委員長も言うようにこの条例については、議会全体の中で条例を決めました。そういう経過が一つある。ですから、ホテル建設の部分はだめだとは言っていない。あくまでもこの反対運動、過去にあった小学校問題で町が二分した思いはしたくないと。孫子の代までやはりその部分は残すべきではないという一つの視点に立っての考えなのですよ。そういうことからすれば見切り発車でなくて、きちんと合意を得た上で、ボーリングであってもボーリングだって、ただでないわけですから。ホテル建設ありきでボーリングということにつながってしまうでしょう。ボーリングだけやってホテル建設をそうしたらしないということもあり得るというのであれば別ですよ。そうではないでしょう。ボーリングするからには、ホテル建設へと移行するわけだ。だから、その前にまだやることあるでしょうということを再三、3月の定例会含めて我々は強く言ってきた部分なのです。それがきちんと整理をしてからボー

リング許可出しましょうとそうするのが当然でしょう。私はそう思います。

**平野委員長** 竹田委員の考えに対して。

又地委員。

**又地委員** 反対運動が署名 1,316 という形の中で出てきたと。反対運動をしている人方との整理というのは何かと。これは、行政がいま竹田委員から言われている反対運動をしている人方との整理、この部分をどういうふうに答弁するのか。これが例えば整理をできるのかと。整理するために、木古内町中小企業小規模企業振興基本条例の案をいま作っているのですということですよ。だから、その辺をどう絡めて整理をしようとしているのかというその辺りの返事を出してほしいのだね。これ返事になるか答弁になるかわからないのだけれども、その辺の考え方を出してもらわないと。これまた堂々巡りになってしまうよ、きょうの会議も。だから、私はそういうことよりも例えば株式会社木古内ホテル企画さんがいずれは、登記簿謄本を携えて町に来るだろうと。間違いなく来るということはわかっていたわけ。そうすると、出てきましたと。これは、登記簿謄本の抜粋したものだと思います。そうしたら例えば今回、地質ボーリング調査のための立入申請が出てきたと。その前にこういうものが出てくる前に、出てきたらどんな対応でこの木古内ホテル企画さんと向き合っていくのだというようにそれはあれなのかなプロジェクトチーム、こっちのほうのいまいろいろ課長のほうから説明が。こっちのほうと合わせた中で、どういう形で対応していくというローテーションみたいなものは検討したのですか。これしていないとしたらだめだ。どういう手順で申請が上がってきました、上がってくるだろうというようなことを見据えながら受ける側もローテーションを決めておかないとだめでしょう。私はしいて言えば、例えばボーリング調査をしたいという申請が出てきた。であれば、ボーリング調査からはじまって、このホテル企画さんのほうからアバウトでもいいから工程表が出てこないとだめなのだ。そして例えば、違うほうのこの条例をいま検討している条例を過日の常任委員会では、急がないとだめだろうという人もいましたし、急ぐと良いものがないからゆっくりやればいいと言う人もいた。だけれども、その工程に見合わせる中で急ぐものもあるだろうし、急がなくてもいいものもあるかもしれない。その対応をどうしていくのだという検討会すらもしっていないとしたらだめだ。これ道新に 2 回も出ました。1 回目は 5 月末、着手したいという記事だった。2 回目の時は、6 月に着工して来年度 2019 年度営業とか、どっちの記事が本当なのか知らないけれどもそういう記事が出た。だから、議会もおいおいと、どういうローテーションになっているのかさっぱりわからないなど。何が本当なのかということで前回、いろいろ議論したと思うのです。だけれども最終的には、何の議論だったのかなという感じは私はしているのだけれども、そういう受ける側、申請を受ける側がプロフェッショナルの皆さんが揃っているわけだから、こういう申請が上がってきたら、こうこうこういう手順で審査になるのか整理になるのかわからないけれども、していかないとだめだというものがこっちのほうに何もなくて、そしてくるたびに集まれや集まれやならだめでないのかなというふうな気がする。

その辺を受取る側なのだから、しっかりしたものを持っていないときょうみたいなボーリング云々ということも出てくるのではないのかなと思いますし。私も商売柄、ボーリングをしないと地質がわからないと。たぶんボーリングをして杭を打たないとだめだとすれば、例えば短い杭でいいのか、長い杭でいいのかによっては、工事費も全然変わってくる。そ



の辺はわかります。これは、もう委員の皆さんもわかってほしいと思う。だけれども、何となくこっちのほうで何回も言うけれども、受ける側の体制あるいはローテーション。こういう申請が挙がってきたらこうだよ、次には何がくるだろうというようなことを受ける側が相手から工程表、アバウトでもいいから工程表をもらいながら、検討を既に行っていないとだめでないのかなとそんなふうに思うのですけれども。元に戻りますけれども、反対運動整理の部分での答弁を求めたい。

**平野委員長** 副町長。

**大野副町長** 本日、常任委員会で議論をしていただきたいのは、まさにそのところです。そのための提案をさせていただいたというふうに思っております。署名をいただいたことに対する思いもお伝えしながら、また町内の事業所の皆さんからの意見もいただいているわけですから、そちらに説明できるような支援策をきょうお示したわけです。この支援策でまずいと、これではだめだというのであれば、それは我々もまた考えを改めなければなりませんけれども、きょうはまずそこを議論いただければなというふうに思っております。その上で、先ほども言いましたように、地元の 5 名のかたの呼びかけですから、その 5 名のかたに説明する機会を作っていきたい。我々が行政側が一方向的に議員の皆さんに説明もせずに、町民のかたに約束をするということ、これは 5 人の事業者ですけれども、そちらに約束するというにはなりませんので、本日議論をお願いしたいということで、提案をさせていただきました。

また、議長が言われましたように、これからのスケジュールやローテーションなどは、会社が設立になりましたので、出していただけるものというふうには思っております。ただ、また会社が設立していない中で、我々がそれを求めるということは、これまでの常任委員会の議論の中でも確定していない話は持ってくるなということだったと思いますので、ましてや推測の中で話がどんどん進んでしまうという状況は避けたいと思っておりますので、このあとしっかりと会社の取締役も決まりましたから、北島さんというふうに決まったということで伺っておりますので、そちらのほうから資料を出していただくようにしていきたいと思っております。

ただ、今回ボーリングというのはそのローテーション、あるいはスケジュールを組む上でも必要な行為ですから、工事の工程なんかも決めていく上では、どの程度の基礎に時間がかかるのかとも出てくるでしょうから、そこをくぐった上で出てくるものではないかなと思っております。

**平野委員長** 又地委員。

**又地委員** ただ、会社もできましたよということは、それに杭も打つということは、それなりのアバウトでもいいから工程ができていると私は思っているのです。普通そうなのですよ。だから、であればこれは担当課として、早くこの 5 人の人方あるいは代表者になるのかわからないけれども、早くいただいて、そして受ける側の作業を早く進めていただくということに尽きると思います。

それで、いま副町長が言ったことの中で、今回の中小企業・小規模企業振興基本計画案でしょうけれども、この中身というのは、まちづくり新幹線課の課長から説明はあった。

あったのだけれども、この中身というのは町場の他の事業者だ。中小企業の皆さん、あるいは今回の反対運動をしている人方と何回か会った中で、こういうことがあればこうい

うことがあればというある意味では、要望を受けた中でこういう金額的なものも含まれているというふうに捉えていいのですか。それは、なぜ言うかということ、反対運動との整理云々という同僚委員からも出ているものだから、この条例が例えばとおったとしますか。議会がおったとすれば、あるいはとおすためにはどうか、反対運動あるいは他の中小企業者の人方の理解を得られるというふうに捉えていいのかどうかと。例えば、これを出しましたよと。そうしたら、議会で賛同したと、いいねと。中小企業の育成には大した良いことだという中で賛同したと。だけれども、竹田委員が言うように、反対運動の調整が付かないという場合があるかもしれないという部分に行き着くのではないのかなという気もするのです。老婆心ながら。だから、この条例がおってしまえば何とか反対運動をしている人方との整理が付くのだというふうに捉えていいのだろうかというふう思うのです。

ただ、副町長が先ほど言ったように、これからこの案を持ちながら歩きますということですね。理解してもらうために。その努力はしていただきたいと思います。なんとしてもしないとだめだと思います。そんな中で、ローテーションでも出てきましたので、30年6月に議会提案ということになっていきますよね。それにはたしてもう4月に入りましたので、どうかなという心配事もありますけれども、その辺は汗をかいていただくということになるのでしょうかけれども、その辺の見解をちょっと伺っておきます。

**平野委員長** 副町長。

**大野副町長** 反対署名を呼びかけた5名のかたとの接触は持っておりません。持った機会は、2月のはじめに二度陳情書をここにも書いていますが、2月7日に陳情書をいただいた時です。2月5日、7日にもお会いして、その時に意見として出されていたのがご自分達が起業をしてホテルを建てたのが30年ほど前、行政の支援はなく自己資金で努力をされてきた。そのことに対して町はどう考えているのですかと。これは、もう本当に地域の活性化のために、ご努力をいただいたということで、評価をさせてもらっています。ただ、その中で出ていたのが30年前に建てた時に応援はなかったのだよということでしたから、それであれば何らかの支援措置。いまこれから大規模改修ですとか、設備の更新ですとか出てくるんだろうという思いの中で、このような支援制度を作ってどうだろうかという思いです。ただし、ホテルの関係の方々を使うだけではなくて、中小企業・小規模企業者の方々が利用しやすいような制度を作りましょうということで、昨年10月からですか議論が展開されてきていますから検討策定委員会ですか、その中で協議がどんどん進めてきていた。その中で、振興促進条例のホテルを誘致するほうの事業が10%補助なのですけれども、そうではなくて地元事業者が中小企業者がこれからしっかりと企業活動と言いますか事業活動を興隆させるためには、思い切った補助制度が必要だろうということで、2分の1補助、300万円というのを出させてもらったわけです。ですから、600万円年間を超える事業であれば満度の300万円で、設備の改修あるいは施設改修で継続してやる場合については、5年間継続もいいですよというふうに作っていますので、そこは議論の対象ということで、きょう話をさせていただければいいのかなと思っています。

また、人を雇うと言っても募集しても来ないのだよということもおっしゃっていました。

そういう中では、3人を雇用して1割1,000万円です。10%、1,000万円の支援じゃなくて、1人以上にしましょうと。ただし、1人以上というのは、やはり雇用の拡大というの

をこっちの企業促進振興条例のほうでは描いていますので、1名以上の採用はやはりしていただきたいと。1億の投資に対して、1,000万円の支援はしますと。ただし、1人の雇用はお願いしますというのが今回の提案でございます。

**平野委員長** ちょっと巻き戻しますと、前回の除排雪また新聞の掲載で、今回に関しては反対されているかたというか既存のかたへの策の中身だけの当初予定だったのです。それが町も随時情報があればということで、この法人の設立の報告があって、その中にボーリングの申請があるということで、何か非常にタイミングが悪いのですね、流れとしては。

まさに反対されているかたをあおるかのような、いませっかく支援策を出そうとしているのに、かたやこちらではもう工事がはじまる。やはりうちに何か出る前に決まっているのじゃないのかというようなこの悪い流れなのですね。この悪い流れをやはりそうじゃないのですよという前回の委員会同様、町の真摯なやはり対応ですね。これは議長からもおっしゃられたように、整理と言いますか調和と言いますか、そこが本当に大事なところだと思うのです。

それで、皆様方につきましては今回、出されたこの支援策の中味について、資料は事前に配付しておりますので、中身を見た中で様々な意見や質問があればどんどん出していただきたいと思うのですけれども。

新井田委員。

**新井田委員** ちょっと戻りますけれども、どうも私の感覚でいけば、例えばこの法人の設立についてといういわゆる追加資料、これもやはり後付けの情報ですよ。先ほど議長がおっしゃったように本来、建物を例えば事業を起こすというのは、当然会社ありきで、まだ会社がないのに例えばこういう資料が上がってきて、3月30日にこういうボーリングをしたいという、これはいかがなものかと思えます、個人的には。あくまでもやはり工程表なるものがあって、はじめてそういう経過が出てくるわけで、そういうやはり資料を踏まえていかないとどうも何かモヤモヤ感があって、非常にそれは違和感があります。その辺は、きちんとやはりもう社長も決まったわけですからくどいようですけれども、きちんとした対応の中で我々議会のほうに工程をきちんとお示しいただければとまずこれは強い要望としておきます。

いま企業誘致についての第1ページに、文言が出ております。残念ながら私の思いは見ていると、1,316人の皆さんが署名してくれたという中で、行政の言葉として丁寧な説明とかと一文もないのですよね。ここが一番肝心な部分で、もちろん支援策というのは大事なことです。ただ、こういう支援策はやるのだけれども、この前段でやはりそういう言葉を私は入れてもらいたい。そんな感じはものすごいですね。町長の説明も過去にあるのだけれども、なかなか町民目線で丁寧な説明というのは、なかなかちょっと私個人的にはそうでないのかもしれないかもしれませんが、そういう目線で説明をいただいたという記憶はあまりないのです。何かもう決まったからいいんじゃないのかというような企業誘致だから仕方ないでしょうと言葉は非常に悪いですけれども、どうも先行きありきでプロセスがあんまり感じられない。やはりあくまでも何回ももの申しますけれども、町民の税金がかかっている場所なのです。この辺の部分やはりきちんと再認識してもらって、いま竹田委員がおっしゃったように、まず握手をしてくださいよ。その反対者と。そうでないと本当に良い意味での企業誘致にならないと思います。そのためには、先ほど丁寧な説明と

いうことと言っていましたから、副町長は。我々にはもちろんそうですけれども、やはりそういう反対者の皆さんにもまさに我々以上に丁寧な形でお示ししていただければと思います。それも一つ要望します。

この企業誘致についての支援策については、例えば木古内町中小企業振興条例云々とかとありますけれども、これはまさに商工会からこういう良いものがあるから、そういう中小企業の店舗の皆さんにこういう補助が出たり何かいろいろあるのだということで、我々議会も投資したわけですよ。この中身に関しては、私は全て網羅していないのだけれども、どの部分が条例が出ていますけれども、何と何と何が実際に違うのだと、その流れと。

本来、1年ぐらい経っているわけだけれども、商工会の皆さんというのはこれは当然周知されていると思うのです。そういう中で一体、ここに載っている部分はありますけれども、具体的に言ってくださいよ。何が条例と違うのだと。これをやるからこういういまの5社の支援対策になるのだという部分をはっきりいま傍聴者も来ていますので、後ろの皆さんもおそらく文言だけじゃわかりづらいと思うのですね。だから、その辺も合わせてちょっとお示しをいただければと思います。

**平野委員長** 暫時、休憩をいたします。

**休憩 午後 3 時 21 分**

**再開 午後 3 時 27 分**

**平野委員長** 休憩を解き、会議を再開いたします。

副町長。

**大野副町長** 本日の資料のほうでも表示をしていますけれども、住民の皆さんからの反対署名をいただいているということで、行政としては町のほうにいただいたものですから、しっかりとその中心となられている呼びかけ人の皆さんには、説明をし理解をしていただけるように努力をしていきたいというふうに思っております。これは、私達がと言いますか町長宛てにいただいている署名でございますので、町長宛てには 1,316 の署名が来ておりますので、呼びかけ人の皆さんに説明をしてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

**平野委員長** ほか。

鈴木委員。

**鈴木委員** 鈴木です。

4点ほど質問をいたしますが、お答えできる範囲でご答弁いただければと思います。

まず1点目が、法人の設立についてでございます。いままでの委員会の中で、出資者5名のかたの個人名です。説明がありましたが、今回、代表取締役ということで北島孝雄さん、あとほかの出資者のかた4名は、以前の説明どおりなのか、それとも最終的に変更があったのか、そこも把握していましたら教えていただきたいです。

あと、こちらの法人設立についての4の目的でございます。

(1) ホテル、旅館等の宿泊施設、ここまではいままでの委員会も含めて、議論しておりますので理解できます。問題はその後でございます。飲食店の経営でございます。こちらは、はじめてきょうこちらの書面で、私いま確認をしたところでございます。いまま

での行政側の説明、あと商工会でもサービス関係の部会から見ますと、やはりホテルが建つと良い相乗効果が出るのじゃないかと。あと、既存の飲食店にも良い効果が出るのじゃないかとそういう声がある一方で、飲食店の経営。これちょっと矛盾しているんですね。

これもどのように説明を受けているのか、考えているのか。ちょっとここ気になるところでございます。

あと、条例のいままでの常用雇用者を新規雇用した人数が1名以上からと。ここも柔軟に時間がない中、行政のかたがご苦労されて考えながら、1名以上という人数で調整されたことは理解しますし、評価いたします。ただ、町内の飲食・宿泊以外の業種も含めて、どのように雇用状態を把握しているのかなという疑問が一つ私の中ではあります。人、一人常用雇用するという、どれほど大変なことであるのかという部分を考えると、常用雇用だけにこだわるのではなく、常用雇用1名若しくは例えばパート・アルバイト2人と同等とカウントするとか、まさに実際の町内の事業者の雇用体系をもうちょっと実態を把握して聞きとりをして、使いやすい条例を整えてほしいとそのように思っていますので、その辺りの考えをお願いいたします。

あと、11ページの指定及び助成の取消し等、第8条についてでございます。

こちらの平成30年度の予算委員会、私、予算委員長を務めさせていただきましたので、個人的なその時は質問はいたしませんでした。その中で、新井田委員、竹田委員、ほかの委員からも除排雪についての大変厳しい質問がある中で、きょうは行政側からも真摯なご答弁をいただけたのかなと私は思ったのですけれども、この条例の中の8条の(5)偽りその他の不正行為により指定を受けたとき。指定及び助成の取消し等、これは今回の事件について、行政側ではこれに該当しないというおそらく判断ではあったかと思うのですけれども、具体的にどのようなことが偽りその他の不正行為にあたるのだろうと。ちょっとわかりづらいのですよね。例えでもいいですし、具体的にご答弁というか説明をいただけたらと思います。以上です。

**平野委員長** 順番に4点ほどですけれども。

木村課長。

**木村まちづくり新幹線課長** 私のほうからは、三つ目の1名以上の場合についての常用雇用についての関係を説明させていただきます。

この条例は、先ほど説明したとおり、産業の振興と雇用機会の拡大を図ることを目的として設置しております。したがって、常用雇用によって木古内町で生活できる水準のものを雇用していただきたいということでございます。これがあるいはパートなどの非正規雇用者であれば、なかなかそこまでは到達しないと。そのような事業者に対してこの助成を該当させるのがいいかというのは、これまでの議論もあつたところでございますので、ここについては企業促進条例の条文については、そのまま活かすということでございます。

以上です。

**平野委員長** ほかの3点については、答弁者は。

副町長。

**大野副町長** 法人の設立の5名については、以前お知らせした5名で変更はございません。

続いて、飲食店の経営の部分ですが、30日に立入の申請にお見えになった時、気になったので伺ってみました。朝食を出すということでは、飲食店の経営というのは謳わなけれ

ばならない、夕食は出しませんというお話でした。

それと、条例の第8条の(5)号ですか、偽りその他の不正行為により指定を受けたとき。

指定の申請が上がり、その内容に誤りが発生している場合。これは、故意なのかあるいは故意ではない、単なるミスなのかそういったところもありますけれども、やはり申請書の内容を確認・精査をした上で、補助金というのは出すことになりますから、出てきた申請に基づく例えば建物であればそのような建物ができているかどうか、こういった確認をした上でという理解をしていただければというふうに思います。

**平野委員長** 鈴木委員。

**鈴木委員** 先ほど木村課長からご答弁をいただきまして、先ほどのご答弁でそのままというところでございましたが、先ほどのご答弁としては理解いたしました。ただ、いまの町内の事業所の実態をもう少し把握していただいて、前向きなご答弁を検討いただけないかなと思います。いわゆる子育て世代の大黒柱が正社員で働ける事業者、それは私もとても理解できる場所ではありますが、現状の木古内町の経済状況等とあと家庭状況等と考えますと、もう少し柔軟な条例であってほしいという思いがありました。こちらについては、答弁はおりません。

あと、法人設立についての飲食店の経営の部分です。副町長のご答弁では、朝食のみであっても文言は入れなければならないということなのですけれども、(1)の文言の言葉が非常に誤解を生みやすい表現なのかなと思っております。ホテル、旅館等の宿泊施設及び例えば宿泊施設内の飲食でしたりとか、たぶんそういう本当に朝食のみであればそういう表現もあるはずなのです。ちょっと飲食店の経営となっていますので、これはちょっと副町長の朝食だけという答弁で「そうですか」と納得いかない部分もあるのですけれども、これはどうです。わかりますよ。ご答弁どおり朝食だというのは理解いたしますけれども、もし今後、書いているじゃないですかと、朝食以外もいろいろ展開していきたいと。そうなる町内の事業者がさらに圧迫されるようなことがあった場合というのももちろん考えながら慎重にやっていたかなければならないと私は思っているのです。それも含めた時にいまのこの文言が適切であるかどうかというのをちょっといま一度、ご答弁いただきたいです。

**平野委員長** 副町長。

**大野副町長** この部分につきましては、以前から常任委員会の中でもいろいろご意見がございましたので、我々もやはり心配なところでもございましたので、もう一度言いますけれども、30日にお持ちになった時に、これは資料として出しているのは1枚のペーパーですけれども、私が見たのは法人登記の書類ですから、その中に書かれていた内容です。このように書かれています。「この飲食店の経営というのはどういうことですか」とお尋ねしたところ、「朝食を出すためにはこういう書き方が必要なのです」という説明でありました。

なお、追加で夕食は予定はしておりませんということも確認をしております。

**平野委員長** ほか。

又地委員。

**又地委員** ちょっと確認させてください。法人の設立で出てきました。この中で、目的の部分で2・3の部分でちょっとお尋ねしたいと思います。

株主さんは5人ということでもあります。わかりました。それで不動産の賃貸業、不動産

の賃貸業をするためには、宅地建物取引主任の国家試験を取った人がいないとだめだということになっています。それから、3番の労働者派遣事業及び有料職業紹介事業等に関しては、これも人材派遣法がありまして、それなりの資格を有する人がいないとだめだろうと私は思っているのですけれども、目的は目的でいいのですよね。登記簿上謳ってもいい。

ただ、この2・3に関しては、たぶんいないだろうと私は思っているのです。そうするとこの2・3の事業に関しては、あとからスタッフを増やした中でやるだろうと。そういうふうにとっていいのですか。

**平野委員長** 副町長。

**大野副町長** ただいま又地議長がおっしゃいましたように、資格がなければ事業が進められませんので、ただ登記簿上は登記は可能。将来、進める上では有資格者を雇用して進めていきたいという考え方でございます。

**平野委員長** ほか。

竹田委員。

**竹田委員** 3月の20日の常任委員会の中で、企業育成支援プロジェクトチームを立ち上げて、この支援策を練るといふそういう説明を受けたのですけれども、いまこの資料等を見れば中小企業等の支援、これに関わった平成29年6月からの検討会、これがこの3月の20日の育成支援プロジェクトチームなのか。それとまた別途、この3月の議論の中でもいまの反対側あるいは建設を促進する側、双方にその打開策を練るためのこの支援策のプロジェクトだと思っていたのですよね。これそうでないとなれば中小企業の検討委員会、これに置き換えたということなのかどうか。私、この3月20日の時、新たな部分でチームを立ち上げて、取り組むのだというふうに思っていたものですから、そうでないとなればそうでないという。どうなのですか、その辺は。

**平野委員長** 副町長。

**大野副町長** 資料のほうの2ページにスケジュールのところ、29年6月に木古内町中小企業・小規模企業振興基金条例制定と。10月に、同条例8条に定める策定委員会を作っていますよということを書いてあります。委員は11名、これは商工会の役員さん等を中心に、民間の皆さんに協力をいただいて、作っている委員会でございます。この委員会の議論は、議論で進んでいます。この委員会に提出する町の考え方をまとめたのがプロジェクトチームです。それは、この2月に立ち上げまして、鋭意協議を重ねる中で、このきょうお示した案に辿り着いているということです。この案をさらに2ページにあります、11名の検討委員会に出して、そこで答申案ができて、そのあと議会に提案をするというそういう流れになっています。3ページのほうには、そのように記載をしております。

**平野委員長** よろしいですか。ほか。

竹田委員。

**竹田委員** その辺が我々の受け止めている理解と町側が進めようとしている確かに手順からすれば、庁舎内のプロジェクトチームを立ち上げて、内部検討をしたものが中小のこの検討会というか検討委員会に諮って、そしていろんな手順を踏んで、常任委員会等に提示をしたということなのですから。3月の20日の時にプロジェクトチームを立ち上げて、もうこの打開策を練るのだというふうなかなり強い町の意気込みを感じたものですから、その経過も何もなくて中小の検討会の部分しか資料として出てこなかったものですから、

何をしたらというふうな思いが正直あったのですよ。それで、いまその確認を含めて。

これは、2月に立ち上げた庁舎内のメンバー、どういうメンバーで立ち上げたのでしょうか。

**平野委員長** 副町長。

**大野副町長** きょうの議論に必要でしょうか。わからないのですけれども、質問の意図が。

**平野委員長** 暫時、休憩をいたします。

**休憩** 午後3時47分

**再開** 午後3時53分

**平野委員長** 休憩を解き、会議を再開いたします。

ほか。

又地委員。

**又地委員** 4ページの部分で、渡島西部4町スポーツ合宿誘致事業への参加と宿泊費の支援策の中で、3番の支援策の部分なのですけれども、これは高校野球合宿のみみたいに受けています。これは、高校野球合宿のみだともしするとしたら、ここは変えていただきたい。これは、中学生まで下げたらどうなのかなと。きのう一昨日は、札幌からたかとりグラウンドで40名ほど来ていました。北斗にあるポニーというチームと試合をやっていた。

その中で、札幌からわざわざ車で来ているお父さんお母さんもおりましたし、A組・B組、2チームを編成できるくらい的人数でありましたし、これ高校野球ということではなくして、中学生までも下げていただきたいというような気持ちでおりますが、その辺は単町で決めることができないでしょう、たぶん。4町で展開する事業ですから。その辺の返事を聞きたいですし実施時期、30年の8月6日から12日までの7日間。この辺りはなぜこういうふうにしたのかなと。その下のほうに知内町では1人一泊2,500円を助成しているだとかとあるので、この辺の検討がまだ必要でないのかなと思うのです。フルシーズン・オールシーズンという例えばスポーツ合宿であれば、例えば8月6日から12日までの一週間でなくして、春先だとか秋口だとかということも念頭に入れたほうが地元の宿泊施設を持っている当町は2施設とありますけれども、かえっていいのではないのかなというふうに私は思うのですけれども、その辺はうち木古内町だけで決められることなのかどうかその辺の返事を聞いておきます。

(「関連」と呼ぶ声あり)

**平野委員長** 竹田委員。

**竹田委員** いまのスポーツ合宿で、2,500円の助成を考えていると。これからこの文言からすれば、宿泊業者に対して2,500円を助成します。個人に対してなのか、これはたぶんスポーツ合宿だから、来る宿泊するかたへ軽減しようという事業だろうというふうに思うのですけれども。そうなのか、宿泊業者に対する補助的な部分で2,500円支給しますよという考えなのかどうか。解釈によってはどうでもとれるのかなという気がするものですから、その辺の確認を。

**平野委員長** 副町長。

**大野副町長** 表題が渡島西部4町スポーツ合宿誘致事業ということで、昨年から渡島振興



局のほうで総合振興局が事務局になって議論が展開をされてきました。こちらのほうにも記載されていますが、北海道新幹線開業効果を最大限にとということで、東北地方から来る学生です。結構、知内の高校野球に練習試合で来られるかたが多いと。春から雪解けが早いということで、3月からもういらしているということです。それで、8月には学校の夏休み期間に集まってきて、練習試合を含めて交流試合が行われていると。こういう中で、せっかくの新幹線開業というのを活かすために、新幹線で来ていただいて、この4町地区の中で支援をしていきたいと思いますという呼びかけに応じる形で、その呼びかけは渡島総合振興局。4町で協議を重ね、ことしの2月に方向を出しました。その際には、既にもう3月の来る子ども達への支援というのはできる状態ではありませんでした。というのは、予算もとっていませんでしたし、そういう中では渡島総合振興局がまとめたのは、8月の夏休みに来る生徒への支援をモデル事業として展開をし、その結果、実証実験の結果を出し合って評価をして、次年度以降の通年型の合宿事業につなげていこうと。その中では、一番盛んに行われているのが知内と松前、実績が高校生だったものですから、高校生を呼ぶというそういう整理を一端したのです。その上で、大学や社会人の方々も来るでしょうと。あるいは、野球に限らず来るかたもいるでしょうと。そうした場合には、それぞれの町の考え方もやはり出していけるのだとは思っています。ただ、今回まとめたのは4町が同じような土俵に立って、支援策を作っていこうと。特に木古内と福島というのは、あまりと言ったらまずいのですけれども、グラウンドが十分な安全策をとれるようなところになっていないのですね、硬球に対しては。そういうものもありますから、そうすると知内だとか松前に移動する手段を持たなければならない。今回、モデル事業としてやるのは、スクールバス等が夏休み期間が空いていますから、そういうのを利用していただこうということで、モデルでやることにしました。議長から言われたように、中学生がだめかというふうになると、そこはこれからの議論として検討していかなければならないというふうに思っております。以上です。

**平野委員長** 宿泊費についての費用についての詳細について。

副町長。

**大野副町長** それぞれ登録の際に宿泊事業者さんは、一泊二食いくら、一泊三食いくらということで、登録をしていただいています。例えば、5,500円で登録をしていたところであれば、2,500円その宿泊事業者に支援をし、3,000円を利用者からとっていただきたいとこういうような内容になります。

**平野委員長** 要は、来る人が2,500円安くなるということ。

竹田委員。

**竹田委員** その宿泊の2,500円は了解しました。いま副町長が言われたやはりグラウンドの活用、木古内町だって結構芝の管理含めて、そんなに知内とは勝るとも劣らないという環境だというふうに思っています。ただ、硬球の前から言っている防護ネット、一塁側・三塁側の。あれそんなに高いものではないかと思うのですよね。だからその辺、そして松前まで行かなくても木古内町だってこういう立派な野球場あります、ナイター設備もありますとやはりその辺は強調して飲食を含めた。ただ、この知内でやってきた合宿、東北、駒大だとかも去年はどうだったかわからない、一昨年なんかも来ていますからずっと毎年みたく来ているのですよね。ただ、やはり木古内に泊まってくれなかった。いろいろなん

かあるみたいなのです。ぜひやはり何人でもいいから木古内町にでも二つの施設がありますから、何人は収容できますというこの期間に限ってと。やはり結果として木古内が外れたということのないようにそういう努力もしてほしいのと、グラウンドの活用。ということは、練習試合をするわけですから、審判等の支援というか予算についても十分、教育委員会の所管ですから、その辺とも協議しながらぜひ 6 月の定例会までに取り組んでもらいたいと。

**平野委員長** 要望ですね。

ほかの委員から何かございますか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

**平野委員長** なければ、このあとのスケジュールなのですけれども、例えばいま竹田委員が言ったように、この高校野球 4 町でやる取り組みは、これをやりますということじゃなくて、当然これから既存の宿泊業含めるかで説明しに行くところに、こういう事業をやって呼び込みを頑張りますので、増やしますという説明になってくると思うのです。その内容については、いま出された意見を十分反映して、このあとまだ時間いくらありますので、付け加えていただきたいなと思います。

(1) についても、もちろんほかの自治体でもこれと同等、あるいはこれ以上の部分をやっている自治体もありますけれども、現状の木古内町の人口規模だったり、財政規模を考えればすごい大きい策を出してきたなと感じております。ただ、これを当然反対されているかたに、これ出すから賛成してよという簡単な話じゃないとは思うのです。当然、こういう事業をやるし、さらに宿泊の方々を増やす、町としては観光の力を入れますということを含めた反対されているかただけの説明なのか、あるいは当然平等に商工会員全てのかたへの説明なのか、その辺のスケジュール等を現状考えているものがあればお知らせいただきたいのですけれども。

副町長。

**大野副町長** いま考えておりますのは、きょうこのようにご議論をいただきましたので、これをいろんな意見があったことを踏まえて、まずは 5 名の呼びかけ人の皆さんに説明をしていきたい。それと、ホテル同業組合です。こちらのほうにも同様に説明をしていきたいというふうに思っております。その上で、議会後にはなりますけれども、小規模中小企業者への説明会というのは、開催をしていきたいというふうに思います。年度途中 6 月の議会でのスタートになりますので、準備をしていなければ間に合わないような状況にはしたくはありませんので、なるべく早い説明会を開催したいとは思っております。

**平野委員長** ほかの委員から何かございますか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

**平野委員長** なければ、企業誘致についての調査は終えたいと思います。

20 分まで、暫時、休憩をいたします。

**休憩** 午後 4 時 06 分

**再開** 午後 4 時 20 分

### 3. その他

#### ○今冬の大雪に係る自治体に対する道路除雪費の支援について(総務課)

**平野委員長** それでは、休憩を解き、会議を再開いたします。

続いての調査事項ですけれども、3 のその他に入ります。大雪に係る自治体に対する道路除雪費の支援についてということで、資料は出ています。資料が配付ありますので早速、説明を求めます。

田畑主査。

**田畑主査** 総務課財政グループ主査の田畑です。

総務課長若山のほうが新規採用者の職員研修対応をしておりますので、私のほうから説明をさせていただきます。

それでは、資料の表紙をめくっていただいて、平成 29 年度除雪費に係る財源の補正についてというところをご覧ください。

こちらにつきましては、国土交通省より、平成 30 年 3 月 23 日に今冬の大雪に係る自治体に対する道路除雪費の支援についてという報道発表がありまして、こちら除雪費の補助金を同日付で交付決定がされたところです。

この国庫補助金につきましては、平成 29 年度一般会計予算に受入先の歳入科目がなかったところでありまして、こちらにつきまして一般会計補正予算、こちら第 11 号になりますが、これの専決処分をさせていただきます、以下のとおり科目を新設をいたしまして、歳出の除雪費用の財源として充当しましたので、こちらのほうを報告をさせていただきます。

なお、歳入につきましては、13 款 国庫支出金、2 項 国庫補助金、4 目 土木費補助金、4 節の道路維持費補助金、こちら臨時道路除雪事業費補助金になりますが、こちらを新設をしまして交付決定額であります 2,100 万円をこちら補正をさせていただきます。

なお、このことによりまして、財政調整基金の繰入金と同額 2,100 万円減額をしておりますので、予算額については変わりがないというところです。

歳出につきましては、先ほども申しましたとおり、8 款 土木費、2 項 道路橋梁費、1 目 道路維持費の 13 節 町道管理委託料等の特定財源として充当しておりますというところです。

なお、こちらの補助金につきましては、3 月 30 日付けで町のほうに収入されておりますので、そのことも合わせて報告をさせていただきます。以上です。

**平野委員長** 説明が終わりましたけれども、皆さんよろしいですね、質疑ありますか。

竹田委員。

**竹田委員** これ木古内町にとっても管内にとっても大変助かる財源だと思います。これこのほかに特交か何かの見返りはあるのかどうなのかという部分と、木古内町が 2,100 万円、この算定の基準というか根拠。1 億円出たから 2,100 万円になったのかどうなのかというそういう部分があれば、説明してください。

それときょうは、建設水道課長も出席ですから、定例会での補正の部分でも意見反映したのですが、現時点での予算執行額、予算残どうなっているか。当然、こういう特財が入ってくるのもいいけれども、やはり出るお金ももうこの時点では、いくら不用額として残

るのだという部分もやはり合わせて出してもらわないと。と思います、その辺。

**平野委員長** まず、田畑主査。

**田畑主査** お尋ねの件の中で財源の部分であります、特別交付税につきましては、こちら 2 月に除雪費が非常に増額になっているということを受けて、2,500 万円を特別交付税の繰上交付ということで交付をされておりますが、この 2,100 万円はまた別の国庫補助金というふうになりますので、こちら別のものというふうに考えていただければいいと思います。

なお、29 年度の特別交付税につきましては、交付額が 2 億 6,709 万 4,000 円となっております、前年度と対比しますと 951 万 5,000 円増額となっております。こちらにつきましては、一概に除雪費のということでは当然ないものではありませんが、増額となっているということでご理解いただければと思います。

**平野委員長** 構口課長。

**構口建設水道課長** 私のほうからまず、算出根拠についてでございます。

原則的にこの算出根拠については、公表されておりません。その中で、この金額が出たということに対して、振興局のほうにも私のほうでちょっと問い合わせはしたのですが、それは本所のほうからも出していないということで、ちょっと回答がなされております。

あくまで推測なのですが、当町にとっては 6,000 万円から 7,000 万円の通常の年度の経費がかかっております。そういった 5 年なりの除雪にかかった経費の部分のさらに上乗せになった部分の何割とかという算出があるのじゃないかと。あとは、雪の降った日数です。

その日数とあと降雪した量、そういったものを勘案されてこの事業費というのが出されているかと思われま。

次に、残事業費の件になります。

まず、このたび 3 回の補正をさせていただきまして、まず予算額が除雪に関してです。

約 1 億 4,800 万円の予算を付けていただいております。その中で、執行が 1 億 4,000 万円とちょっとの執行になりまして、残額が 830 万円ちょっとということになっております。

この事業に関しては、本会議の時の最終日に竹田委員のほうからの 13 日に最後の補正をしたのですが、その後、雪はほとんど降らなかったのですが、雪の堆雪場所の整理について 2・3 日程度動いたことで、若干の補正を予算執行した形になっております。以上です。

**平野委員長** 竹田委員。

**竹田委員** 本会議でないからあれなのだけれども、本会議の中で三日間で約 600 万円、579 万円くらいの消費、消化されるだろうというふうにそういう説明をされていたのだけれども、それからすればもっと大きな額が残として残るのかな。あれから雪降っていないでしょう。要するに、堆積場の処理費だけでしょう。そんなにかかるの。

**平野委員長** 構口課長。

**構口建設水道課長** 13 日、最終日の日に補正させていただいてから、まず 14 日の日に四つの業者が 1 日動いております。15 日に対して二業者が動きまして、17 の日にもまた二業者動いております。そういった意味で 1 日この時、7 時間か 8 時間強動いておりますので、その時間で出た分が今回使用したものとなっております。

**平野委員長** 課長、実績じゃなくて補正をかけた時に、あと何日稼働すればこれだけですよと出ましたよね。雪降らない場合でもあと三日ほど動くという答弁があつて、でもそれ

以上に使っているといういまの質問なのです。ですので、その時に答えたのに何がプラスされたのかという説明がなければ。あの時はそういうふうに答えたけれども、実際現地に行ったらさらに必要だったのか、その説明がないと使った金額。

**平野委員長** 竹田委員。

**竹田委員** 補正の時の除雪の日数、8日間というふうに見込んでいたのだよね。ちょっと資料持ってきていないからあれだけれども。何かこれ14・15・16で四業者・二業者・二業者で、ちょっぴり8日間を消化したのかなというふうにも取られるのです。だから、そういう部分が何て言うのだろう、どうもその辺が1回例えば除雪の時になれば、朝2時とかから出てお昼頃までの時間帯で除雪が動いているけれども、排雪の場合は早くても朝7時からその場所の量にもよるだろうけれども、どうなのですかその辺というのは。本当に。

**平野委員長** 暫時、休憩をいたします。

**休憩** 午後4時31分

**再開** 午後4時33分

**平野委員長** 休憩を解き、会議を再開いたします。

この件に関しては、よろしいですね。

(「はい」と呼ぶ声あり)

#### ○主要道道江差・木古内線の携帯電話不感地帯解消について(まちづくり新幹線課)

**平野委員長** それでは、続きましてのその他案件でございます。

資料は出ておりませんが、主要道道江差・木古内線の携帯電話不感地帯解消について、こちらまちづくり新幹線課で資料は出ておりませんので、口頭の説明になりますが田原室長、お願いします。

**田原新幹線振興室長** それでは、主要道道江差・木古内線の携帯電話不感地帯解消について、ご報告させていただきます。

本件につきましては、平成29年第3回町議会定例会の行政報告で、携帯電話3社の工事進捗状況について、ご報告させていただいたところです。

先月、3月27日にソフトバンク株式会社より連絡があり、当該路線における6基地局全ての工事、及び電波試験を終え、3月16日より全区間通話が可能になったとの報告がありましたので、ご報告いたします。

また、KDDI及びNTTドコモ携帯電話につきましては、現在工事中であります。全区間供用開始の目途といたしましては、9月秋ごろというように聞いておりますが、これは確定ではないということですので、今後、進捗状況を確認し、再びご報告したいと思っております。以上です。

**平野委員長** 質疑ございますか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

**平野委員長** 鈴木委員。

**鈴木委員** 道道の場所をちょっとまた確認だけさせていただいてよろしいでしょうか。具

体的に場所だけ。

**平野委員長** 田原室長。

**田原新幹線振興室長** すみません、具体的な位置については、後ほど皆様に資料提供をさせていただきますと思います。申し訳ございません。

**平野委員長** ほかないようですので、その他の案件については終えたいと思います。  
暫時、休憩をいたします。

**休憩 午後 4 時 36 分**

**再開 午後 5 時 10 分**

**平野委員長** 休憩を解き、会議を再開いたします。

以上をもちまして、第1回総務・経済常任委員会を終了いたします。

長時間にわたり、お疲れ様でした。

説明員：大森町長、大野副町長、木村まちづくり新幹線課長、田原新幹線振興室長  
畑中主査、中村主査、構口建設水道課長

傍 聴：淵上 直、淵上由佳、加藤義雄、小泉五郎、石川静雄、大野 仁、石川  
報 道：函館新聞

総務・経済常任委員会

委員長 平 野 武 志